

令和7年度「箕輪町地域防災計画」主な修正・追記事項（新旧対照表）

【風水害対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	4	第1章 総則 第2節 防災基本方針 (2) 迅速かつ円滑な災害 応急対応	ア 災害応急段階における基本理念 (イ) 被災者ニーズに柔軟かつ機敏に対応する とともに、 <u>女性、子ども、性的マイノリティ</u> のほか、 <u>高齢者、障がい者、児童、傷病者</u> …	(イ) 被災者ニーズに柔軟かつ機敏に 対応するとともに、 <u>高齢者、障がい 者、児童、傷病者</u> …	県の防災計画に 合わせて修正
	5		イ 災害応急段階における施策の概要 (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状 態の把握等のために必要な活動や福祉的な支 援を行うとともに…	(ク) 指定避難所等で生活する被災者 の健康状態の把握等のために必要な 活動を行うとともに…	
	10	第3節 防災上重要な機関 の実施責任者と処理すべ き事項又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又 は業務の大綱 3 指定地方公共機関	東京管区气象台(長野地方气象台) (1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びに その成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した 断層運動による地震動に限る)及び水象の予 報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達 の解説</u>	(1) <u>気象等の観測及びその成果の収 集、発表</u> (2) <u>気象等の予報・警報等の発表、 伝達の解説</u>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	13	8 指定地方公共機関	<p>放送事業者</p> <p>天気予報及び警報・災害情報その他、…</p> <p>長野県情報ネットワーク協会</p> <p>天気予報及び警報・災害情報等後方に…</p>	<p>気象予報及び警報・災害情報…</p> <p>気象予報及び警報・災害情報等…</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>
	30	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>7 町が実施する計画</p>	<p>(7)風水害に強いまちづくりの形成</p> <p><u>h 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について…</u></p>	<p><u>h 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について…</u></p>	
	35	<p>イ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能確保</p>	<p><u>e …なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。</u></p>	<p><u>e …なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</u></p>	<p>災害拠点病院の指定要件の変更に伴う修正</p>

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	41	第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集、連絡体制の整備 (2) 実施計画	7 町が実施する計画 <u>(コ) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災所法システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正
	42	3 通信手段の確保 (2) 実施計画 7 町が実施する計画	<u>(イ) 非常通信体制の整備および衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。</u>	<u>(イ) 非常通信体制の整備、通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との…</u>	
	43		<u>(ウ) e 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</u> g <u>NTT東日本株式会社</u>	<u>(ウ) e 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。</u> g <u>東日本電信電話株式会社</u>	商号変更
	52	第5節 広域相互応援計画 第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連携体制整備	<u>【県、町及び関係機関が実施する計画】 ㊦ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 (県・町)</u>	(新設)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	53	3 県内外全消防本部間の 消防相互応援体制 (2) 実施計画 7 町が実施する計画	(ウ) 県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練に努めるものとする。	町、上伊那広域消防等連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練に努める。	県の防災計画に合わせて修正
	54	5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備	【県及び市町村が実施する計画】 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。	…その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保、並びに実施する活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。	
	63	第7節 消防・水防活動計画 第3 計画の内容 1 消防計画 (2) 実施計画 7 町が実施する計画	(ア) 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合する…その近代化を促進する。 a 消防団等の人員の確保 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は現況傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図るものとする。 (a) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得… (b) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。 b 広域消防体制の推進	(新設) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の設備・装備・処遇の改善、必要な資格の取得… (新設) (項目の追加)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	78	第8節 要配慮者支援計画 第3 計画の内容 1 在宅者対策 (2)実施計画 イ 町が実施する計画	(イ)避難行動要支援者以外の要配慮者の把握 民生・児童委員、… …状況把握に努めるものとする。 <u>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないように十分注意するものとする。</u>	町は、民生・児童委員…状況把握に努めるものとする。 (追記)	県の防災計画に合わせて修正
	79		(ウ)避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 <u>プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害発生に備え… 状況把握に努めるものとする。なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。</u>	町は必要に応じて、災害発生に備え、避難行動要支援者以外の… (追記)	
	86	第9節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 2 緊急ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画	(1)現状及び課題 大規模な風水害が発生した場合… <u>物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u>	(追記)	
	86	3 輸送体制の整備計画	(1)現状及び課題 大規模な災害が発生した場合には… 寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した…	大規模な災害が発生… 寸断を予想して、ヘリコプターを活用…	ヘリコプター以外の方法について検討する文言を追記

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	87	第9節 緊急輸送計画 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画	(2)実施計画 ア 町が実施する計画 (イ)輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、 <u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u>	輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、 <u>緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。</u>	県の防災計画に合わせて修正
	91	第11節 避難の受入活動計画	第1 基本方針 …また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、 <u>避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</u>	…また、 <u>避難所における感染症対策については、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u>	
	97	第3 計画の内容 2 避難所の確保 (2)実施計画 ア 町が実施する計画	(ケ)指定避難所に指定した施設については、 <u>良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u> (カ)指定避難所における、 <u>貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、…</u>	指定避難所に指定した施設については、 <u>必要に応じ、良好な生活環境を確保するために…</u> (カ)指定避難所における、 <u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、…</u>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	101	5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	<p>(1)現状及び課題</p> <p>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</p>	<p>在宅避難者等への支援</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、又はライフライン等の途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>
	102	<p>(2)実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p>	<p>(ア)保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</p>	<p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</p>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	102	(2) 実施計画 ア【町が実施する計画】	<p>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>		県の防災計画に合わせて修正
	106	第12節 孤立防止対策 1 通信手段の確保	<p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 オ <u>NTT東日本株式会社</u></p>	<p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 オ <u>東日本電信電話(株)</u></p>	商号変更
	109	6 備蓄 (2) 実施計画 イ【住民が実施する計画】	<p>(7) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から最低1週間分の備蓄を行うものとする。</p>	<p>(7) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。</p>	
	110	第13節 食料品等の備蓄 調達計画	<p>第1 基本計画 …最低でも3日間、可能な限り1週間（<u>孤立予想地域にあつては最低1週間。以下同じ。</u>）は自らの備蓄で賄うこと…</p> <p>…また、県及び市町村は、<u>具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p>	<p>第1 基本計画 …最低でも3日間、可能な限り1週間は自らの備蓄で賄うこと…</p> <p>（追記）</p>	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	117	第15節 生活必需品の備蓄・調達計画 第1 基本計画 2 必要量	最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、町の被害想定を踏まえて、 <u>備蓄・調達体制を整備するよう努める。また、県及び市町村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレトーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u>	人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。	県の防災計画に合わせて修正
	132	第21節 通信・放送施設災害予防計画 第3 計画の内容 5 電気通信設備災害予防(2)実施計画	第2 主な取組み 3 <u>NTT東日本株式会社</u> 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、 <u>電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</u>	3 <u>東日本電信電話株式会社</u> 災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。	商号変更 県の防災計画に合わせて修正
	134	イ【NTT東日本（株）等の電気通信事業者が実施する計画】			
	135	7 警察無線通信施設災害予防 (2)実施計画 【警察本部が実施する計画】	エ <u>無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。</u>	(新設)	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	172	第33節 防災訓練計画 第1 基本方針	<p>災害発生時に、災害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。</p> <p>(中略) なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>災害発生時に、災害を最小限度にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。</p> <p>(追記)</p>	県の防災計画に合わせて修正
	192	第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 第4「地域防災計画」に「地区防災計画」を規定	<p>○中曽根区自主防災会作成の「中曽根区防災計画」(令和7年度作成)</p> <p>○中原区自主防災会作成の「中原区防災計画」(令和7年度作成)</p>	(追記)	
	193	第3章 災害応急対策計画 第3 活動の内容 (2)実施計画 7 特別警報発表時の対応	<p>【町が実施する対策】</p> <p>住民等への周知の措置</p> <p>NTT東日本(株)</p>	<p>東日本電信電話(株)</p>	商号変更

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	198	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第4 警報等の種類及び発表基準	1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1)特別警報・警報・注意報 …市町村ごと発表される。 <u>長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</u> <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u>	(追記)	県の防災計画に合わせて修正
	204	2 水防法に基づく警報等 (1)天竜川上流洪水予報	<p>氾濫発生情報</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</u></p> <p>氾濫危険情報</p> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<u>避難指示の発令の判断の参考とする。</u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>	<p>…災害がすでに発生している状況であり、<u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示すとされる警戒レベル5に相当</u></p> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。</u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<u>避難情報の発令の判断の参考とする。</u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4…</p>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	205	2 水防法に基づく警報等 (1)天竜川上流洪水予報	<p>氾濫警戒情報</p> <p>基準地点の水位が<u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、…</u></p>	<p>基準地点の水位が<u>一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、…</u></p>	県の防災計画に合わせて修正
	207	3 その他の情報 (1)大雨警報・洪水警報の危険度分布(キクル)等	<p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キクル）</p> <p>…大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <p>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キクル）</p> <p>…大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <p>流域雨量指数の予測値</p> <p><u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内 水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水 短時間予報等）を用いて常時10分ごとに…</u></p>	<p>…発表されたときには、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</u></p> <p>…発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p> <p><u>水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して数値化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準</u></p>	

風水害	208	(3) 全気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報 (4) 土砂災害外警戒情報	<p>…大雨注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる</u>場合や、<u>特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される</u>場合等に発表される。(中略)大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状降水帯により非常に激しい雨が(中略)大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼び掛ける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼び掛けるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信越・長野気象台情報が発表される場合がある。</u></p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難</u>…</p>	<p>への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごと更新している。</p> <p>…大雨注意報に先立って<u>注意を喚起する場合や…経過や予測、防災上の注意を解説する場合等(中略)危険度が急激に高まっている中で、線上の降水帯により…</u></p> <p>(新設)</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、<u>大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の…</u></p>	県の防災計画に合わせて修正
	214	第2節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 3 被害状況等の調査と調査責任機関	(3) 派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。	派遣先において、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u>	
	218	6 通信手段の確保	… <u>航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器</u> …	… <u>航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器</u> …	

風水害	221	別記災害情報収集連絡系統	(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号 厚生労働省 <u>こども家庭庁</u> 県健康福祉政策課 <u>県県民政策課</u>	厚生労働省 県健康福祉政策課 <u>県文化政策課</u>	県の防災計画に合わせて修正
			(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号 県農地整備課 <u>県水道・生活排水課</u>	県農地整備課 <u>県生活排水課</u>	
	222		(7) 都市施設被害状況 様式第8号 県都市・まちづくり課 <u>県水道・生活排水課</u>	県都市・まちづくり課 <u>県生活排水課</u>	
			(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号 <u>国土交通省</u> <u>県水道・生活排水課</u>	<u>厚生労働省</u> <u>県水大気環境課</u>	
	223		(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号 県資源循環推進課 <u>県水道・生活排水課</u>	県資源循環推進課 <u>県生活排水課</u>	
			(10) 感染症関係報告 様式第11号 県感染症対策課	感染症対策課	
			(11) 医療施設関係被害報告 様式第12号 県医療政策課 県薬事管理課	医療政策課 県薬事管理課	
			(14) 教育関係被害状況報告 ウ 私立施設 <u>県県民の学び支援課</u> 県県民政策課	<u>県私学振興課</u> 県文化政策課	
	224		Ⅰ 文化財 県文化振興課 県県民政策課	<u>南信教育事務所</u> <u>県文化財・生涯学習課</u> 県教育政策課	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	229	第4節 広域相互応援活動 第1 基本方針	…なお、派遣先において感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。	…なお、派遣先において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行う…	県の防災計画に合わせて修正
	232	第3 活動の内容 2 応援体制の整備 (2) 実施計画	<p>ア【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(7) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p><u>b 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>c 県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行うものとする。なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</u></p> <p>イ【長野県合同災害支援チームが実施する計画】</p> <p>(7)の全文を削除して(4)の文を(7)に繰り上げる。</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(7) 県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と町が一体となつて的確な支援を行うものとする。</u></p>	
	233	3 受援体制の整備 (2) 実施計画	<p>【町、公共機関及び他事業者が実施する対策】</p> <p>(文末に追加して) 町は、<u>応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	240	第5節 ヘリコプターの運用計画 (別記)ヘリコプター要請 手続要領	6 ドクターヘリ …長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター または… 災害拠点病院 → 要請	…長野厚生連佐久総合病院または信州大学医学部… (追記)	県の防災計画に合わせて修正
	248	第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 1 救助・救急活動 第9節 要配慮者に対する 応急活動 第3 活動の内容 1 避難受入れ活動 (2)実施計画	(1)基本方針 …なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。 7【町が実施する計画】 (ウ)避難所での生活環境整備 c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 …なお、派遣先において感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	…なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u> の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を… …なお、派遣先において <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u> の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。	
	270	第10節 緊急輸送活動 第3 活動の内容	3 緊急交通路確保のための <u>道路啓開等</u> (1)基本方針 県警察が行う緊急交通確保計画と整合しながら、 <u>第1次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路…</u>	3 緊急交通路確保のための <u>応急復旧</u> … <u>第1次確保路線から順次道路応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急…</u>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	273	5 輸送拠点の確保 (1)実施計画 7 町が実施する計画	<u>(7)地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知を図る。また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u>	<u>(7)輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに原則として町がこれにあたる。</u>	県の防災計画に合わせて修正
	289	第12節 避難受入れ及び 情報提供活動 第3 活動の内容	4 避難所等の開設・運営 (2)実施計画 7【町が実施する計画】 (3)指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとる <u>こと</u> で、常に良好なものであるよう努めるものとする。 <u>a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設備への配慮</u> <u>b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u> <u>c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> <u>d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</u> <u>e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u> <u>(a)パーティション等によるプライバシーの確保</u> <u>(b)段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u> <u>(c)入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>f 必要に応じ、…体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u>	4 避難所の開設・運営 (3)指定避難所における…（中略） …体制整備に努めるものとする。	

風水害	290	第12節 避難受入れ及び 情報提供活動 第3 活動の内容	<p>(ウ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難場所の衛生…</p> <p>(ウ) 指定避難所への受入れ及び指定…</p> <p><u>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(ウ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の…</p> <p>(新設)</p>	県の防災計画に合わせて修正
	291		<p><u>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	
			<p><u>(ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資等を集約し、必要に応じ物資の補充の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	
	292		<p>(ネ) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な…</p>	<p>(ネ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から…</p>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	301	第13節 孤立地域対策活動 第3 活動の内容	3 通信手段の確保 (2)実施計画 イ NTT東日本株式会社	イ 東日本電信電話株式会社	商号変更
	312	第16節 生活必需品の調達供給活動 第1 基本方針	…また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、 <u>性別による</u> ニーズの違いに配慮するものとする。	…夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、 <u>男女の</u> ニーズの違いに配慮するものとする。	県の防災計画に合わせて修正
	315	第17節 保健衛生、感染症予防活動 第3 活動の内容 2 感染症予防対策	(1)基本方針 感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに…	感染症予防対策器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに…	
	316		(2)実施計画 7【町が実施する計画】 (キ)被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携…	(キ)被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため…	
	317		(シ)避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。	(新設)	
	338	第25節 下水道施設等応急対策 第3 活動の内容	1 情報の収集連絡、被害規模の把握 (2)【町が実施する計画】 <u>1の項目を削除</u>	イ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、 <u>ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</u>	
	341	第26節 通信放送施設応急 第2 主な取組み	2 NTT東日本株式会社	2 東日本電信電話株式会社	商号変更

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	355	第30節 建築物災害応急活動 第3 基本方針 2 文化財 (2)実施計画	<p>ア【町が実施する計画】</p> <p>(イ)…その災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項について、<u>県に報告するものとする。</u></p> <p>(ウ)被災した建物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>イ【所有者が実施する計画】</p> <p>(ウ)災害の原因、被害の概況（中略）…<u>応急修理の措置を文化庁、県、町教育委員会の指導を受けて実施する。</u></p> <p>(エ)被災した建物内の文化財について、<u>県や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	<p>(イ)…被害の概要及び応急措置その他必要事項について、<u>県教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(ウ)被災した建物内の文化財について、所有者や<u>県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p> <p>(ウ)災害の原因、被害の概況（中略）…<u>応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。</u></p> <p>(エ)被災した建物内の文化財について、<u>県教育委員会や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	県の組織改正による修正
	356	第31節 道路及び橋梁応急活動	<p>第1 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合（中略）…<u>交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。</u></p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。</u></p>	<p>災害により道路及び橋梁に（中略）…<u>交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。</u></p> <p>1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。</u></p>	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	356	<p>第31節 道路及び橋梁応急活動 第3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策</p>	<p>(1)基本方針 災害により道路及び（中略）…また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、<u>道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。</u></p> <p>ア【町が実施する計画】 行政区画内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図りながら交通規制、<u>道路啓開及び応急復旧</u>を行い、交通の確保に努める。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】 (イ)パトロール等による（中略）…必要な措置をとる。 なお、措置にあたっては、緊急交通路及び緊急輸送道路にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</p> <p><u>(ウ)経路情報の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや状況や通行状況を適切に把握する。</u></p>	<p>…交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の<u>応急復旧計画を策定し、箕輪町建設業協会と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う</u></p> <p>…県に報告し、関係機関と連携を図りながら交通規制、<u>応急復旧</u>を行い、交通の確保に努める<u>ものとする。</u></p> <p>(イ)パトロール等による（中略）…<u>必要な措置をとるものとする。</u>なお、措置にあたっては、緊急交通路<u>交通規制対象予測道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
風水害	357	(2) 実施計画 イ【関係機関が実施する計画】	(オ)パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に <u>応急復旧</u> を行う。応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。	(オ)パトロール等による… <u>路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能保全を最優先に行うものとする。</u> <u>路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は被害の状況、本復旧までの工期施行量…</u>	県の防災計画に合わせて修正
	375	第37節 飼養動物の保護対策 第3 活動の内容 2 実施計画	第1 基本方針 災害時においては（中略）…被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を <u>獣医師会等と連携し実施する。</u> 1 基本方針 大規模災害に伴い（中略）…関係機関による保護活動を行う。また、飼い主が <u>家庭動物</u> と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。 (1)【町が実施する計画】 ウ <u>家庭動物</u> との同行避難の状況に… エ <u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。</u>	災害時においては（中略）…避難所での飼養等の保護措置を実施する。 …関係機関による保護活動を行う。また、飼い主が <u>ペット</u> と同行避難するため、 <u>適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</u> ウ <u>ペット</u> との同行避難の状況… (新設)	

【震災対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	2	第1 総則 第1節 計画作成の趣旨	<p>第4 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等 <u>長野県地震防災対策強化アクションプラン</u> (以下、「アクションプラン」という。) は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。 このため、県民、県、市町村及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、5つの重点項目である、</p> <p>1 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</p> <p>2 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。</p> <p>3 全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。</p> <p>4 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</p> <p>5 プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</p> <p>を踏まえ、10の具体的なアクションを中心に地震防災対策の推進を図るものとする。</p>	(新設)	県の防災計画に合わせて修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	17	第2章 災害予防計画 第2節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画	ア【町が実施する計画】 <u>(イ)「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</u> <u>(オ)国関係機関、県及び公共機関の情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるように努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u>	(新設) (新設)	県の防災計画に合わせて修正
	19	3 通信手段の確保	(2)【町が実施する計画】 <u>エ 通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。</u> <u>オ 衛星通信電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</u> <u>キ NTT東日本(株)等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</u>	(新設) <u>エ 移動携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る…</u> <u>カ 東日本電信電話(株)…災害用として配備している無線電話等の危機については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用するネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</u>	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	25	第5節 救助・救急・医療計画 第3 活動の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (2)実施計画	ア【町が実施する計画】 現地災害対策本部等に救助。救急資機材等(中略)…定期的に訓練を実施する。 <u>そのほか、大規模地震など、多様な災害に対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u>	(追記)	県の防災計画に合わせて修正
	32	第10節 避難所の受入活動計画	第1 基本方針 大地震の発生時には、まず行政、住民及び(中略)…また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、 <u>避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</u>	…また、 <u>避難所における感染症対策については「ウイズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発…</u>	
	33	第3 計画の内容 1 避難計画の策定 (2)実施計画	ア【県及び町が実施する計画】 (イ)町は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。	…親戚・知人宅等への分散避難や、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供する。</u>	
36	2 避難所等の確保 (2)実施計画	ア【町が実施する計画】 (ケ)指定避難所に指定した施設については、 <u>良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。…</u>	(ケ)指定避難所に指定した施設については、 <u>必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。…</u>		

<p>震災</p>	<p>36 2 避難所等の確保 (2) 実施計画</p>	<p>(ウ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め…</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で（中略）…毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の整備に努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど避難の実施に必要な施設・設備の…</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で（中略）…毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な…</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>
	<p>38</p>	<p>4 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p>	<p>4 在宅避難者等の支援</p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。①在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）②親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p>	

震災	39	(2) 実施計画	<p>【町が実施する計画】</p> <p><u>ア 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ やむを得ず車中泊により、避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p><u>ア 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	県の防災計画に合わせて修正
	47	第19節 下水道施設災害予防計画	<p>第1 基本方針</p> <p>下水道等は（中略）…老朽化の進んだ施設等については補強・改築・耐震化を…</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、耐震化を実施する。</p>	<p>…老朽化の進んだ施設等については補強・改築を…</p> <p>1 耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。</p>	

震災	48	4 下水道施設台帳、農業集排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実	(2)実施計画 下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。	下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、 <u>必要に応じて</u> 台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査…	文言の削除	
	50	第20節 通信・放送施設 災害予防計画 第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保 (2)実施計画	ア各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系（中略）…緊急時のための通信施設、機器の整備・耐震化を図るものとする。… イ非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼…	各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系（中略）…緊急時のための通信施設、機器を整備する。… … <u>また</u> 、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼…		県の防災計画に合わせて修正
	52	5 電気通信施設災害予防 (2)実施計画	イ【NTT東日本株式会社、(株)NTTドコモ、KDDI、ソフトドリンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、（中略）…取り組みを推進することに努めるものとし、 <u>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u>	イ【東日本電信電話株式会社… 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策（中略）…取り組みを推進することに努めるものとする。		
68	第28節 ため池災害予防計画 第3 計画の内容 1 実施計画	(1)【町が実施する計画】 アため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告するものとする。	アため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。			

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	75	第31節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画	<p>7【町が実施する計画】</p> <p>(ア)住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により、次の事項の啓発活動を行う。 <u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>v 平常時から住民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p>	<p>(新設)</p> <p>(追記)</p>	県の防災計画に合わせて修正
	95	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容	6 通信手段の確保 各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信（中略）…また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、 <u>高所監視カメラ</u> 等による目視・撮影・衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。	…また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影・衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	97	第3節 広域相互応援活動	<p>第1 基本方針</p> <p>…なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p>	<p>…なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>
	113	<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 町が実施する計画</p>	<p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画 ア【町が実施する計画】</p> <p>(イ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレイラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保 e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 (a) パーティション等によるプライバシーの確保状況 (b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況 (c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度 (d) 洗濯等の頻度 (e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 (f) 暑さ・寒さ対策の必要性 (g) 食料の確保、配食等の状況 (h) し尿及びごみの処理状況 f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</p>	<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(イ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等パーティション等の活用状況、入浴施設設置の巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状況の把握に努め、必要な措置を取るよう努めるものとする。また、必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</p>	

<p>震災</p>	<p>114</p>	<p>第11節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 (2)実施計画 ア 町が実施する計画</p>	<p>(ウ)指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発生した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(V)指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し…</p> <p><u>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</u></p> <p><u>(ト)在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(ナ)車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(ウ)指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発生した避難者…</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>
-----------	------------	--	--	---	----------------------

震災	116	7 町が実施する計画	(ホ) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受け入れられるよう、連携に努める…	(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受け入れられるよう…	県の防災計画に合わせて修正
	132	第29節 建築物債が応急活動 第3 活動の内容 3 文化財 (2) 実施計画	<p>7【町が実施する計画】</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>イ【所有者が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項を（中略）…応急修理の措置を文化庁、県、町文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(イ) 被災した建造物内の文化財について、県や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置を行うものとする。</p>	<p>(イ) …その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>(ウ) …応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。</p> <p>(イ) …文化財について、県教育委員会や町文化財管理部局等の関係機関と連携して応急措置を行うものとする。</p>	組織改正による修正

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
震災	140	第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第3 活動の内容 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2)実施計画	イ【関係機関が実施する計画】 (イ)必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	(イ)必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況（中略）…警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	県の防災計画に合わせて修正
	154	第5章 地震防災強化計画 2 職員への伝達方法	第3節 情報の収集伝達計画 …あらかじめNTT東日本株式会社長野支店 第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達	第3節 情報収集伝達計画 …あらかじめ東日本電信電話株式会社長野支店… 応急対策実施状況等の情報伝達	商号変更

【その他対策編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考	
雪害	6	第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容	6 通信の確保 (2)実施計画 イ【NTT東日本(株)長野支店が実施する計画】	イ【東日本電信電話(株)長野支店…	商号変更	
	9	第2節 第3 計画の内容 通信手段の確保	【町が実施する計画】 f NTT東日本(株)等…	f 東日本電信電話(株)等…		
	20	第2章 災害応急対策 第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 気象警報・注意報の伝達活動	(2)実施計画 イ【長野地方気象台が実施する対策】 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する…	気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速や…		県の防災計画に合わせて修正
	23	3 通信手段の確保	(2)実施計画 【NTT東日本(株)が実施する対策】	【東日本電信電話(株)が実施する対策】		商号変更
原子力災害	118	第3章 災害応急対策 第7節 屋内退避。避難誘導等の防護活動	1 住民等への情報伝達活動 (2)町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき(中略)… ウ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先にする。(中略)…	ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先にする。(中略)…	県の防災計画に合わせて修正	

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
大規模な火事災害対策編	89	第1章 災害予防計画 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容	<p>3 消火活動の計画 (2)実施計画</p> <p>7【町が実施する計画】 (7)消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を推進する。発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、<u>消防団総合整備事業等を活用したし消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。</u></p> <p><u>また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</u></p>		

【資料編】

編	頁	計画該当事項	新	旧	備考
資料	54	資料8 防災関係機関連絡表	指定地方公共機関及び他現地機関 <u>NTT東日本(株)長野支店災害対策室</u>	<u>東日本電信電話(株)長野支店災害対策室</u>	商号変更
	55	資料9 要配慮者利用施設一覧表	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定 2 <u>株式会社アルプス介護センター</u> <u>アルプス介護センター</u> 4 (削除)	<u>特定非営利活動法人たつの介護センター</u> <u>ゆうちゃん家伊北</u> <u>4 県社会福祉事業団ほっとグループホーム伊北</u> <u>みっかまちホーム (共同活動援助)</u>	管理団体の変更 事業撤退につき削除
	57		浸水想定区域内の要配慮者利用施設の指定 10 <u>NPO法人芝宮</u> <u>宅老所しばみや</u>	<u>(新設)</u>	新規登録